

# 被保険者証等に表記する

## 外字対応の取りやめおよび

## JIS規格文字の変更について

(JIS規格文字の変更に伴い、字形が変わる方がいる場合は、別途、対象者の一覧を事業所宛にお送りいたします。)

これまで各種届出の氏名にJIS規格外の文字が含まれる場合は、被保険者証や決定通知の氏名に対応するため、個別に規格にない文字（外字）を作成管理しておりましたが、当該文字はマイナンバー制度導入に伴う行政機関等との情報交換やシステムOS変更等において「異なる文字が表示される」「文字が表示されない」などの事象が生じ、事務処理上支障が出ています。

また、当健康保険組合のシステムは、現在JIS90を使用しておりますが、パソコンの入れ替えに伴い、より広範囲に使用されているJIS2004に切り替わるため、字形が若干変わる文字があります。

つきましては、これらの文字の取扱いについては、平成30年6月18日以降、次のとおりとなりますので、ご周知の程よろしく申し上げます。

[取扱いについて]

各種届出に記載されていた文字（氏名）	～6月17日まで使用する文字	6月18日～使用する文字	影 響	対 応
JIS規格文字	JIS90	JIS2004	字形が若干変わる文字があります。	被保険者証の差し替えや交換はいたしませんので、そのままご使用ください。
JIS規格にない文字	外字 (組合独自作成)	JIS2004 または カタカナ	字形の似たJIS規格文字またはカタカナに置き換えて表記します。	

※ 現在、JIS規格にない文字（外字）で登録している文字につきましては、引き続き、外字にて発行および通知いたします。

※ JIS規格文字の変更に伴い、字形が変わる方は、何らかの手続きが行われたときから変更となります。

## ご家族（被扶養者）が

## 就職されたときなどは

## 当健康保険組合に届出をお忘れなく

健康保険では、被保険者だけでなく被扶養者として認められているご家族の皆様にも、様々な給付を行っています。しかし、被扶養者となっているご家族が、就職・収入額の増加・生計維持関係がなくなったときなどは、被扶養者でなくなります。

ご家族が被扶養者の資格にあてはまらなくなった場合は、「被扶養者(異動)届」に「被保険者証」を添えて、該当した日から5日以内に当健康保険組合に届け出てください。

### 被扶養者でなくなった日から保険証は使用できません

被扶養者の資格がなくなると、当健康保険組合の保険証を使用することはできません。もし、誤って使用した場合は、当健康保険組合へ医療費等を返還していただくこととなりますのでご注意ください。